

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書

福島原発事故から2年半が過ぎたが、事故は収束の見通しが立たず、高濃度の大量の汚染水の海への流出も続いている。事故により住まいと仕事となりわいを失い、故郷を追われた人々の苦難は、まだ解決のめどが立っていない。

多くの被害者は、わずかな生活再建支援金や東電に対して行った損害賠償の仮払いなどに頼って暮らしを成り立たせてきたが、その損害賠償の時効の時期が、早くも2014年3月にやってこようとしている。

原発事故の後の混乱、また損害賠償手続の煩雑さなどによって、これまでに賠償手続に着手できたのは、多くの被害者のうちのごくわずかな者にとどまっている。そもそも被害の実態すらまだ明確にはなっていない。汚染水問題が示すように被害はさらに拡大することが懸念されている以上、損害賠償の請求はむしろこれからの問題となる。

こうした中で、民法が規定する3年の時効をそのままに適用すれば、2014年3月に向けて原子力損害賠償紛争解決センターや裁判所の事務的処理能力を超える賠償請求が殺到するか、もしくは大きな被害をこうむっているにもかかわらず賠償請求に間に合わない大量の被害者を取り残すことにならざるを得ない。

さきの通常国会で時効を中断する法律が成立したと伝えられているが、その法での時効中断は、和解仲介手続への申し立てを行った者で、その仲介が決裂して1カ月以内に訴訟を提起した者のみという厳しい要件が課せられている。

今回の原発事故は、収束にどれくらいの年月を要するか定かでない未曾有の重大事故である。その事故には何の責任もない何十万人、何百万人という人々が、長期にわたって困難な生活を強いられようとしている。そうした人々の賠償請求が来年3月以降は門前払いになってしまうという不合理は、何としても避けなければならない。そのためには、民法の消滅時効の期間延長、そして事故後の一定期間後に明らかになった損害については、その時点を時効期間の起算時期とするなどの立法措置が必要とされている。

本市にも福島県から避難してきた人、家族・親族が被害を受けた者が多数いる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記内容を含む特別措置法の制定を強く求めるものである。

記

- 1 原発事故による被害の賠償請求権の行使について3年間の消滅時効を適用しないこと。

- 2 事故時から20年間の除斥期間（権利行使ができなくなる期間）を適用しないこと。
- 3 全ての被害者が過度の負担なく損害賠償請求できる十分な権利行使期間を定めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明